

平成25年4月から 子ども医療費助成の窓口無料化の対象年齢を拡大します



4月受診分から、3歳から中学3年生までのお子さんが、**佐野市内**の医療機関などを受診する場合、保険診療の自己負担分については、窓口での支払いが不要になります。この窓口負担が不要になる制度を「現物給付」といいます。ただし、健康保険が適用にならないものや、市外の医療機関などで受診した場合は窓口払いが必要になります。

なお、3歳未満のお子さんについては、これまでどおり県内の医療機関が対象となります。
注) 医療機関などを受診の際は「子ども医療費受給資格者証」と、お子さんの「健康保険証」を必ず提示してください（提示しないと現物給付が受けられません）

- 佐野市内の医療機関などで、
- 保険証と、子ども医療費受給資格者証を提示し、
- 健康保険が適用になる診療を受けた場合

- 受給資格者証を提示しなかった場合
- または、
- 佐野市外の医療機関などで受診
- または、
- 健康保険が適用にならないもの（健康診断・予防接種・薬の容器代など）



現物給付



窓口払い

窓口払いを行ったもののうち、健康保険が適用になる医療費を支払った場合は、『子ども医療費助成申請書』に領収証を添えて市役所に申請してください。

※入院時の食事療養費は助成対象ではありません

～～平成25年3月末までの領収証について～～

3月末までに受診した領収証は、受付期間内（受診日の翌月から1年以内）に申請してください。

※平成25年3月に受診したものは、平成26年3月末まで申請できます

受給資格者証の内容に変更はありますか？

受給資格者証の内容（住所、氏名、健康保険など）と現状が違っていると現物給付を受けられないことがありますので、速やかに届出をしてください。



現物給付を実施すると、窓口払いに比べ、受診回数が増加しがちです。

お子さんの健康状態を見守り、適切な受診を心がけてください。

3月末に「子ども医療費受給資格者証」を郵送しましたが、お手元に届いていない場合はお問い合わせください。

■ 問合せ 子ども課（東仮庁舎事務棟2階） ☎（20）3023

子育て支援に係る制度のご案内

医療給付制度

～4月1日から市が手続きを行います～

【養育医療】 ※所得制限や自己負担はありません
赤ちゃんの出生時の体重が2000g以下、または身体機能が未熟なままで生まれ、指定医療機関の医師が入院の必要を認めた場合、養育に必要な医療の給付が受けられます。

▶ **対象** 0歳児（入院に限ります）

■ **問合せ** こども課 ☎(20)3023

【育成医療】

身体に障がいや疾患をもつ18歳未満の児童に対しその障がいを軽減させ、身体の機能を改善させるために必要な医療を、指定医療機関で受ける場合に、保険診療の医療費を公費で負担します。

■ **問合せ** 障がい福祉課 ☎(20)3025

医療費助成

【重度心身障がい者医療費助成】

重度心身障がい児が病気などで医療機関にかかった場合に、保険診療の一部負担金を市が助成する制度です。

◇助成を受けるには「受給資格者証」が必要です

■ **問合せ** 障がい福祉課 ☎(20)3025

【ひとり親家庭医療費助成】 ※所得制限あり
ひとり親家庭の方が医療機関などにかかった場合の保険診療の一部負担金を市が助成する制度です。

▶ **対象** 18歳未満の子どもを監護・養育している方で健康保険に加入している方と
そのお子さん

▶ **受給期間** 申請した月の初日（または該当日）から7月31日まで

※毎年資格審査のため更新手続きが必要です

■ **問合せ** こども課 ☎(20)3023

【妊産婦医療費助成】

妊産婦の方が医療機関などにかかった場合の保険診療の一部負担金を市が助成する制度です。

▶ **対象** 妊産婦で健康保険に加入している方

▶ **受給期間** 母子健康手帳が交付された月の初日（または転入届日）から出産した翌月末まで

■ **問合せ** こども課 ☎(20)3023

各種手当

児童手当 ※所得制限があります

出生日または、（前市町村の）転出予定日から15日以内に請求してください（公務員の方は職場に申請してください）。

▶ **対象** 中学校修了前の児童を主に養育している方

▶ **支給月額** (児童1人につき)

| | |
|------------------|---------|
| 0歳～3歳未満（一律） | 15,000円 |
| 3歳～小学校修了前（第1・2子） | 10,000円 |
| 3歳～小学校修了前（第3子以降） | 15,000円 |
| 中学生（一律） | 10,000円 |

※所得超過の方は、一律5,000円

▶ **支給日** 受給者の口座に振り込みます

①6月14日、②10月15日、③平成26年2月14日

■ **問合せ** こども課 ☎(20)3023

児童扶養手当 ※所得制限があります

父母の離婚、父または母の死亡、父または母が重度の障がいをもっているなどの児童を監護している父または母に支給されます。また、両親がなく代わって児童を養育している方も対象になります。

▶ **手当の額** 受給者や同居親族の所得と児童の人数によって決定します

▶ **対象児童** 18歳に達して最初の3月31日までの間にある子どもをいいます

■ **問合せ** こども課 ☎(20)3023

遺児手当 ※所得制限があります

父母のどちらか、または両親が死亡した児童を養育している人に支給されます。

▶ **対象**

・ 父母のいずれかが死亡した児童を養育している父または母で、現に配偶者のいない人

・ 両親が死亡した児童と同居し、かつ養育している父母以外の人

▶ **手当の額** 児童ひとりにつき3,000円

▶ **対象児童** 18歳に達して最初の3月31日までの間にある子どもをいいます

■ **問合せ** こども課 ☎(20)3023

子宝祝金（第3子以降のお子さんを出産した方）

次代を担う子の出産を奨励し豊かで活力あるまちづくりを推進するために、第3子から支給しています。

▶ **対象** 第3子以降の子（1人につき10万円）

▶ **申請期限** 出産後3カ月経過した日から1年以内

▶ **申請要件**

・ 子どもを出産後3カ月以上養育していること

・ 市に出産前6カ月以上、出産後3カ月以上住所を有していること

・ 第3子以降の子の他、同一世帯に属する年長子を2人以上、現に扶養していること

■ **問合せ** こども課 ☎(20)3023